

教育委員会 2 月定例会会議録

1. 日 時 平成 28 年 2 月 17 日 (水) 午後 4 時 00 分
2. 場 所 ウララⅡ (7F) 会議室 1
3. 出席委員 委員 長 小 原 芳 道
職務代理者 橋 本 重 信
委 員 木 下 謹 子
委 員 説 田 賢 哉
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 湯 原 洋 一 参 事 栗 栖 宣 博
教育総務課長 根 本 卓 也 学 務 課 長 望 月 亮 一
生涯学習課長 今 野 修 文 化 課 杉 田 真 彦
スポーツ振興課長 星 田 洋 一 指 導 課 長 小 島 勝 則
学務課長補佐 田 中 裕 之 図 書 館 大 貫 三 千 夫
博物館副館長 塩 谷 修 上高津貝塚副館長 黒 澤 春 彦
5. 議 題
 - (1) 議 案
 - ① 議案第 28 号
土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正に対する意見について (生涯学習課) (非公開)
 - ② 議案第 29 号
平成 28 年度土浦市一般会計予算案に対する意見について (非公開)
 - ③ 議案第 30 号 平成 27 年度土浦市一般会計補正予算 (第 6 回) 案に対する
意見について (非公開)
 - ④ 議案第 31 号 平成 27 年度土浦市一般会計補正予算 (第 7 回) 案に対する
意見について (非公開)
 - ⑤ 議案第 32 号 土浦市立幼稚園の再編に伴う配置の諮問について (学務課)
 - ⑥ 議案第 33 号 土浦市運動広場条例施行規則の制定について (スポーツ振興課)
 - ⑦ 議案第 34 号 土浦市市立武道館内規の制定について (スポーツ振興課)
 - ⑧ 議案第 35 号 土浦市都市公園条例の一部改正に対する意見について
(スポーツ振興課) (非公開)
 - (2) 協議事項
 - ① (1) 平成 28 年度土浦市教育行政方針 (素案) について (教育総務課)
 - (3) 報告事項
 - ① 第 6 回新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催結果について (学務課)
 - ② かすみがうら市戸崎原地区の区域外就学について (学務課)
 - ③ 土浦市立学校給食センター運営審議会の開催について (学務課)

(4) その他

- ① 「第6回図書館まつり」の開催について（図書館）
- ② 「色川三中関係史料」の茨城県指定文化財指定について（文化課）

- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事内容

委員長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、2月定例会を開会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
会議に入る前に、会議の非公開についてお諮りいたします。本日上程されております議案第28～31、35号については、議会に提出前のため、非公開とすることについてお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案28、29、30、31、それに35号については非公開といたします。
それでは、初めに教育長より報告事項をお願いいたします。

————— 1月27日以降の行事について報告 —————

委員長 ありがとうございます。ただいまの教育長よりの報告事項ですけれども、何かご質問ございますか。特にありませんか。いいですか。ありがとうございました。それでは議案に入りたいと思います。

【 議案第28号「土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正に対する意見について」を協議 】 （非公開）

【 議案第29号「平成28年度土浦市一般会計予算案に対する意見について」を協議 】 （非公開）

【 議案第30号「平成27年度土浦市一般会計補正予算（第6回）案に対する意見について」を協議 】 （非公開）

【 議案第31号「平成27年度土浦市一般会計補正予算（第7回）案に対する意見について」を協議 】 （非公開）

続きまして、議案第32号 土浦市立幼稚園の再編に伴う配置の諮問について、学務課お願いします。

学務課 定例会資料の19ページでございます。
土浦市立幼稚園の再編に伴う学区審議会への諮問についての内容でございます。21ページと22ページの方をごらんいただきたいと思います。
先月の教育委員会の中で、公立の幼稚園につきましては、今後のあり方ということで将来的に廃止していくことを基本的な考え方と決定をいただきました。このあり方を踏まえまして再編に伴う具体的な適正配置について、先の総合教育会議の中でもご議論をいただきましたけれども、今月26日に開催いたします学区審議会の方

に教育委員会から諮問をいただくものでございます。教育委員会では、学区審議会での答申をいただいた上で、最終的に公立幼稚園の再編に伴う適正配置を今後決定していただくということになろうかと考えております。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。議案第 32 号 市立幼稚園の再編に伴う配置の諮問について、学区審議会に諮問するということですが、ご意見、何かご質問あれば、お願いいたします。

説田委員

質問をお願いします。私もこの審議会入っていたような記憶があるんですけども、今現在の構成メンバーの属性というのはあまり変わらないんですか。昔と。大体で結構です。

学務課

主に学校の先生方の代表者、それから議会の議員さんの方々がいらっしゃいます。それから P T A 代表の方々などで構成されているメンバーになります。以前と変わりはないかと思えます。

説田委員

ありがとうございました。

委員長

よろしいですか。審議会の意見というのはいつ出るんですか。

学務課

8月に一度学区審議会の方を開いておまして、その中で現在の公立幼稚園の現状について説明をさせていただいております。今回の学区審議会では、この間総合会議の中で示させていただいた具体の適正配置ということで、あれにつきましてご意見をいただいて、30年に2園というような内容でございますけれども、そういう配置でご了解をいただければ、26日の会議の中で答申案を審議していただける。

委員長

今年度中に出てくるわけですね。わかりました。よろしいですか。

ありがとうございます。議案第 32 号 土浦市立幼稚園の再編に伴う配置の諮問についてという議案ですが、原案どおりということで可決いたします。

続きまして、議案第 33 号 土浦市運動広場条例施行規則の制定について、スポーツ振興課をお願いします。

スポーツ振興課

資料の 25 ページをお願いいたします。

土浦市運動広場条例につきましては、委員会でご意見をいただいて昨年 12 月議会で議決されました。平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の土浦市運動広場条例の施行に関しまして、必要な事項を定めるための規則でございます。利用の申請、許可、それから使用料の免除を受けようとする者は教育委員会に申請し、教育委員会が支障がないと認めるときには許可証を発行するというような内容でございます。

26、27 ページ、横書きなのですが、内容説明書でございまして、各条文の内容説明・解釈を記載しているものでございます。

28、29 ページは規則の本文でございます。このような表記、表現で規則を制定したいと考えております。

施行の方は 28 年 4 月 1 日から施行するということでございます。

30 ページから 35 ページ、それぞれ申請書並びに許可書の様式というふうになってございます。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。議案第 33 号 土浦市運動広場条例施行規則の制定についてということで、条文とそのときの文書、申請書がありますけれども、これについて

のご質問等あれば、お願いいたします。特にございませんか。利用料というのはどこに書いてあるんですか。

スポーツ振興課
委員長
スポーツ振興課
委員長
スポーツ振興課

条例に載ってございます。昨年の12月議会で。
これに載っているんですね。それは変わってないですか。前と。
これは変わらないです。ことしの4月1日付で施行でございます。
今までもあったでしょ。今までの利用料というのは。
運動広場条例そのものは新しい条例でございまして、対象は南部運動広場、市民運動広場、これが対象。

委員長
スポーツ振興課
委員長
スポーツ振興課
委員長

それが対象になっている、それだけ。
そうです。とりあえずというか、今のところは。
全体ではないんですね。
違います。

わかりました。よろしいですか。
ありがとうございます。それでは、議案第33号、原案どおり可決といたします。
続きまして、議案第34号 土浦市立武道館内規の制定について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

資料の38ページをお願いいたします。
土浦市立武道館で行われます競技は、競技の性質上重大なけがを発生する恐れがあります。そのけがを未然に防止するために、中学生以下の利用につきましては、現在のところも制限を加えているわけなのでございますけれども、指導者が同伴することを条件とするということを明文化して、内規として定めたいということでございます。

制定の根拠につきましては、38ページの2のアンダーラインを引いてございますが、武道館条例第5条の第3項、「教育委員会は第1項の規定による使用を許可する場合は、施設の管理の必要な条件を付することができる」ということでございまして、39ページにこの内規の本文を掲載してございます。

内容は先ほど申し上げましたとおり、武道館を利用する場合、中学生以下の者が利用する場合は指導者の同伴を必要とする。この場合の指導者とは、中学校の部活動において指導する立場にある者、それから武道館を使用する団体において指導する立場にある者、適切な指導を行い、かつ競技や練習活動において責任をもって対処できる者を指導者と認めるというような内容でございます。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。議案第34号 土浦市立武道館内規の制定についてということで、武道館内規というのがありますけれども、いかがでしょうか。ご質問あれば、お願いいたします。

教育長
スポーツ振興課
教育長

確認なんですが、中学生以下ということは、中学校の場合は部活動の顧問の先生。
そうですね、はい。
この顧問の先生が専門でなくても、顧問の先生にお願いする。要するに、中学校だと充て職みたいでただ顧問をやっている人もいますので、安全管理適当かどうかとか、でもそこは学校に任せてあるから顧問の先生ですね。小学生以下の場合はスポ

ーツ少年団の指導者ということになりますか。

スポーツ振興課

今中学生については、教育長がおっしゃったように顧問の先生が練習活動中の事故や活動中そういうものに責任を持っていただき、そういう方が指導者というふうに、顧問の先生は指導者に該当するというふうに考えております。

小学校の場合には、スポーツ少年団の指導者ということで、特定の方がよく問題になるのは、武道館で弓道でご父兄の方が子どもを連れてきて、子どもを1人でやらせたいんだというお子様がいらっしゃいまして、それでは非常に危険がございますので、そういうものはきちんとしたスポーツ少年団の指導者とか、そういう資格を持った方に指導をしていただくべきだろうと、危険防止のためにもそういうことをお願いしたいという意味で内規を制定したいということでございます。

教 育 長
委 員 長

わかりました。

内規ということはその条件で利用させるということですね。だれか指導者が来ないとだめなんですね。

スポーツ振興課
委 員 長

子どもだけでは使用するということではできないということでございます。

現在はどうなんですか。

スポーツ振興課

現在も窓口で申請があったときには、中学生以下の子どもだけの場合はお断りしてはいますけれども、根拠がないものですから、現場でこういう内規で決まっていますよということをお伝えするために文書化したいということ、現場の声をしんしゃくしてということでございます。

委 員 長

そうですね。わかりました。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、議案第34号 内規の制定については原案どおり可決いたします。

【 議案第35号「土浦市都市公園条例の一部改正に対する意見について」を協議 】
(非公開)

以上で、議案はすべて終了し、続いて協議事項に入りたいと思います。

協議事項は、1番、平成28年度土浦市教育行政方針(素案)について、総務課お願いします。

教育総務課

28年度の土浦市教育行政方針につきましては、先月の定例会におきまして各課より主な変更点について説明させていただいたところでございます。

本日はそれに対しまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、それを反映させたものを3月の定例会に議案として上程したいと考えておりますので、前回の説明に対してご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

委 員 長

それでは、前回出ました28年度の土浦市教育行政方針(素案)についてのご意見があれば、お願いいたします。

指 導 課

指導課です。前回の定例会の方でご指摘、ご指導いただきました、手元の別冊資料で言いますと3ページになります。「健やかな体をはぐくむ教育の推進」のところ
です。3ページをごらんいただきたいと思っております。

そのこのオのところ、体育大好き推進事業の推進ということ、この事業が終わりまし

たということで削除したかと思うんですが、ご指導いただきまして、この運動を活発にしていくということについて、積極的にとらえたらどうかというようなご指摘・ご指導がありました。指導課の方で検討いたしました。非常に大事な視点だなということで、文言として体育を推進していくというような視点は指導課としてもありますので、「運動大好きスキルアップの推進」というようなことで、ここに学校の体育を充実させていくというようなことをここに盛り込んでいきたいというふうに思います。ご検討よろしく願いいたします。「運動大好きスキルアップの推進」です。

委員 長
指 導 課
委員 長

と入れるんですね。

オのところにその文言で入れたいというふうに思います。

ほかにはございますか。その文言を入れるのはいいですよ。あと、素案についてのご意見は何かございますか。特にございませんか。これが素案で、次に決定ということになるわけですね。来月決定ということですのでよろしいですか。決定前は今回ですよ。

教育総務課

これはお持ち帰りいただいて、目を通していただければ。意見があれば、それを反映されたものを次回出させていただきますと思います。

委員 長

わかりました。何かご意見があれば、直接事務局の方をお願いいたします。これについては以上で終わりたいと思います。

続きまして、報告事項1番目、第6回新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催結果について、学務課お願いします。

学 務 課

定例会資料の40ページの方でございます。

第6回新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催結果についてご報告を申し上げます。資料4番の議事のところでございます。前回10月に開催してございますが、第5回の開校準備協議会以降の各部会での具体的な協議内容について、記載のとおり各部会の方から報告がございました。

また、三つの部会からの報告を受けまして、黒い四角のところでございますが、本協議会として一貫校の校名案の選定が行われました。協議会として新しい学校に最もふさわしい名前を選定したということでございます。一つとして、新治学園義務教育学校、そして次点としまして新治義務教育学校を、地域の方々からのご意見なんかを踏まえまして協議会としての案を選定したものでございます。詳細は41ページの方に記載のとおりでございます。

今後のスケジュールといたしまして、来月の教育委員会定例会で新しい学校の校名案を議案として提出させていただきたいと考えております。その後、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例につきまして、6月の議会で一部改正したいというふうに考えております。

それからこの関連ということでございますが、42ページの方をごらんいただきたいと思います。

これまでもご説明を何度かさせていただいておりますが、新治地区小中一貫校につきましては、新しい法律の改正に伴って義務教育学校という種別の学校に位置づけるということでございます。一番左の方の欄になります。

同じように、小中一貫教育を実施する場合、施設一体型でない、ほかの新治地区以外の土浦市の小中学校につきましては、施設分離型ということになるんですが、義務教育学校に位置づけることも可能でございますが、そのまま、現在のまま、小中一貫教育の内容を実施するというので、特段条例改正などを必要としない、そのまま、学校の校長先生、小学校、中学校、それぞれ1人ずつ置くような形の、これは仮称でございますが、小中一貫型小学校・中学校というものがございます。現在、国の省令の方の整備をしている状況でございますが、まだ法的な整備はこちらについてはされておりませんが、現在のところ、新治地区以外の学校についてはこちらの真ん中の欄の位置づけになるかというふうに考えております。義務教育学校にすべきだというようなご意見もあろうかと思っておりますけれども、この辺につきましてご意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。新治地区の小中一貫校開校準備協議会の開催の結果についてのご報告と義務教育学校についてのご説明でしたけれども、校名ですか、義務教育学校、これは次回3月定例会でいいんですか。

学務課 次回の定例会で議題として挙げさせていただきたいと思っております。

委員長 はい。アンケートを見ると新治が多いんですかね。でも、1となっているのは、第1案が新治学園となったのは協議会で1案としたんですか。

学務課 41ページの方の(2)番の応募結果の概要につきましては、これは地域の方々にご意見をいただいた結果でございます。その結果は新治義務教育学校というシンプルな名前が一番応募が多かったわけでございますが、協議会内部の中でさらに検討したところ、41ページの2番のところの主意見ということで記載してございますが、小中一貫教育を進めるということで学園という名前をあえてつけたほうがいいのではないかという意見が多く出まして、新治学園義務教育学校を第1にしたということでございます。

委員長 1案としたというわけですね。わかりました。これは次回ですね。

あと、その次の義務教育学校について、小中一貫型ですか、の相違が出ていますけれども、これに関しては何かご意見は何かありますか。結局、施設分離型でも義務教育学校とつけることはできるわけですね。

学務課 新しい法律が義務教育学校という種類ができたということでございまして、分離型もこの名前で位置づけることは可能でございます。ただ、県内の状況を調べてみたんですが、施設一体型の学校がある水戸市、それからつくば市などにつきましては、分離型としても小中一貫教育を進めているということでございまして、その分離型について義務教育学校に位置づける予定ですかということをお尋ねしたところ、いずれも既存のままでいくということでございまして、今のところ、施設一体型以外のものを義務教育学校にするという例は周りでは聞いてございません。

教育長 二つ確認なんですが、新治は義務教育学校になるんでしょうけれども、それ以外は義務教育学校にすることはできても、校長先生が減ってくるということですね。これは、定例議会の一般質問でどうするんだということで答えたことがあると思うので、その辺よろしくお願ひします。

学務課 12月の定例議会の中でご質問等がございまして、今の現状においては、施設一体型、

新治以外の学校については、制度としては施設分離型の義務教育学校にはできるんですけども、現状としては、なかなか小学校と中学校が組織としては別々にあるわけでごさいます、義務教育学校とすることで全く一つの学校ということになって、校長先生なんかもお1人ということでごさいます、なかなか分離型の状況からすると義務教育学校に無理にしちゃうのは難しいかなということで、教育長の方から現段階ではということでお答えをいただいたところでごさいます。

もう一つ、土浦市の現状といたしまして、小中一貫の枠組みなんですけれども、第二小学校とか東小学校などにつきましては、学区の関係で二つの中学校に分かれる状況でごさいます。そういった、必ず小学校が一つの中学校にというふうな枠になってない部分も市内の中でごさいますので、そういったことも総合的に考えて、教育長の方で12月議会に答弁いただいたところでごさいます。

教 育 長 それでいいと思うんですけども、そういう形がスムーズな流れだと思う。ただ、根本的なことですが、国は28年4月1日から施行します。しかし、まだ決まっていませんということですか。

学 務 課 この資料の真ん中のところになります仮称小中一貫型小学校・中学校については、現在この表の一番下になりますけれども、省令案ということで公にパブリックコメントなどを実施して、最終段階で法律整備をしているようでごさいます。ただ、なかなか、それを見たんですけども、明確な要件というのが読み取れなかったんですが、一応整理しているということ聞いております。

教 育 長 国の方の制度でそうなるのであればいいんですけども、これを認めないなんていう結論が出てしまうと、根本的なところで修正しなければならない部分があるので、国の動向を見る必要があるということですね。

それと、今度は現場の中学校からいうと、高等学校の入学者選抜制度、県立学校あるいは市立の高校への入学者選抜の場合に、茨城県には施設一体型が水戸の国田とつくばの春日、二つしかないわけですね。今のうちはその二つの学校が考えればいいことですが、これから一体型がふえてきたときに、高等学校の入学者選抜に係る制度的なことは県の方には確認してあるんですか。県の高校教育課の高校教育の推進の担当がいると思いますが、その辺のところは、学校名で、今は春日も春日中学校で出している、国田も国田中学校で出しているはずなだけけれども、今度来年から義務教育学校になると新治学園義務教育学校からということになりますよね。その辺、保護者に伝えるのがうまくやらないと難しい。学校の先生も戸惑うと思いますので、その辺をきちんと押さしておく必要があるのかなと感じております。以上でごさいます。

委 員 長 今の話だと、高校に出す内申なんかは小学校1年生から全部出ると、そういう意味なんですか。9年まで。本当は中1からでしょ。分けていいという意味ですか。

教 育 長 入試の資料は、内申書は中学校3年間。

委 員 長 3年間ですけども、中学校というのはないわけですよ。義務教育学校には。だから7・8・9年分出すという意味で、そういう確認ですかね。

学 務 課 教育長の方からご指摘いただいた内容についてよく確認をしておきたいと思っています。当然、義務教育学校という学校の種別で位置づけて新たな名前がつくわけで

ございますので、そういう名前で高等学校等の選抜の手續もされるんだと思うんですが、中身について、小学生の6年間もいろいろな報告を来るといふか、そういったものが必要になってくるのか、その辺はよく確認していきたいと思います。

橋本委員

義務教育学校は私もわかるんですけども、土浦のこれから施設分離型で義務教育学校というのは、ずっと将来を考えてもなかなか校長1人で小中学校合わせて五つも六つも経営回れるのか。これから先もそういうことはあり得ないんじゃないかというふうに思います。よっぽど統合するとか、近くに寄せるとか、そういうことを考えなければ、ですから国の方はどうなるかわからないですが、恐らく国もほとんどはそういう考えなのではと。ここで見ると義務教育学校で施設一体型じゃなくて、ほとんどは施設分離型の小中一貫ですか、そういう小中一貫型になっていくんじゃないかと思うんです。その中で本市独自の新治地区の義務教育学校という形で、その辺はきちんと区別して考えていかないと、我々はこうやってだんだん理解してきたんですが、一般の方々は恐らくそういうことは余りわからないで小中が一緒になるものだというふうに考えている方も多いのかもしれない。

委員 長

なかなか施設分離でというのは難しいですよ。だから今後の統合があるかどうかで、そういうのをつくっていくかということになるんでしょうけれども、現状では施設分離の小中一貫型ということでいいんですよ。

教育 長

それと、やっぱり140年とか130年とか、歴史が古い小学校が新治を除けば16校存在して、施設分離型で義務教育学校にするということはそれらの小学校の名称がすべて消えてしまうので、これは地域の方々の納得を得るのが難しい。小中一貫は、仮称の部分で、例えば、義務教育学校の方が人的配置の部分で四、五人増えるなど、そうなる魅力的な教員数の増加に繋がるのではと。だからやっぱり国の動向によって考えていく必要があるのかと思います。

委員 長

そうふると、義務教育学校は中学校入学式とかなんですよ、小学校卒業式。卒業、入学は1回きりですね。これに関しては春日学園はどうなんですかね。

学 務 課

新治地区の関係でそういうご質問を協議会の中でチラッといただいたことがありました。春日学園なんかについても、名称をかえるような工夫で区切りとして何か式典みたいな形で、詳しくはわからないんですが、やっているようなことも聞いておりますので、その辺も新治でこれからどうするかという部分につながるので、確認していきたいと思います。

委員 長

春日は上に行くときに何かやっているんですかね。あと、制服とかあるじゃないですか。中学校は制服で小学校は私服だとか、そういう細々としたこと、いろいろ検討するんでしょうけれども。

教育 長

参考までに、今までの二つの小中も、中高も同じなんですけど、中高の場合はやっぱり中学校を卒業したということを校内で、大々的に保護者なんか呼ばないで、やっているはずですよ。

委員 長

進級式みたいな感じですかね。

教育 長

修了式ですね。中学校課程終わりましたよということです。

委員 長

何かやったほうがいいですね。

教育 長

春日はやっています。国田もやっているといますので、土浦はどうするかです。

委員長 これからです、いろいろと。ありがとうございました。これはまた来月お願いいたします。

学務課 続きまして、報告事項の2番目、かすみがうら市戸崎原地区区域外就学について、学務課お願いします。

委員長 資料の方、43ページをお願いいたします。

学務課 かすみがうら市戸崎原地区の区域外就学についてでございますが、現状といたしまして、かすみがうら市戸崎原地区居住の児童生徒につきましては、かすみがうら市内の小中学校への通学が遠距離であり、困難なことから、長年にわたりまして区域外就学の協定に基づきまして本市の上大津西小学校及び土浦第五中学校の方へ就学しております。

委員長 かすみがうら市につきましては、七つの小学校の統廃合より、来年の28年度より二つの統合校となりましてスクールバスが運行される予定となっております。このため、地元の小中学校への就学がバスの利用で可能になったということでございます。こうしたことで今年度かすみがうら市学校教育課の方では、地元戸崎原地区の住民に説明会を行うとともに、土浦市との協議を重ねてきまして、児童生徒への影響を第一に考えて、平成29年度までの、現在3カ年の協定を結んでおりますが、平成29年度まではその協定を生かしまして、その後の対応についても、別紙44ページになりますけれども、これは覚書の案でございますが、こういった覚書を取り交わすことで上大津西小学校や五中への継続的な就学を希望する児童生徒に対して、友人関係、それから兄弟姉妹の関係に配慮して受け入れができるよう取り扱うものでございます。簡単でございますが、説明の方は以上でございます。

委員長 かすみがうら市の戸崎原地区の区域外就学についてのご説明でしたけれども、いかがでしょうか。ご質問ありますか。ご意見あればお願いします。とりあえず、バス通学ができるようになったけれども、希望でということですね。それ以降も受け入れられるということですかね。やっぱり兄弟とか友達とかがいるということですかね。

学務課 年度の初めごろに1回この話題についてご報告させていただいておりますが、委員さんの方からも兄弟姉妹で違う学校に行ったり、そういった影響がないようにということをお考えまして、かすみがうら市と検討した結果、一定期間そういう状況にある子どもたちについては五中まで卒業を認めようというような内容です。

委員長 受け入れるということですね。よろしいですか。今歩いてきているわけでしょう。戸崎原地区の人は五中なんかには。自転車で来るんですか。今度はバスで南小とか行くわけでしょうけれども、現状は。

学務課 中学校は約2キロぐらいなんです、自転車、小学校の方は3キロ弱になるんですけれども、おおむね、これは送迎がほとんどだと思います。

委員長 歩いて来るには遠いんですね。

学務課 保護者送迎です。

委員長 やっぱりそのうち向こうに行くかもしれないですね。ありがとうございました。

学務課 それでは報告事項の3番目、土浦市立学校給食センター運営審議会の開催について、学務課お願いします。

学務課 資料の方、46ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、今年度初めての学校給食センター運営審議会について、3月18日の午後2時から開催するものでございます。

協議内容といたしましては、米粉パンの本格導入などについて審議するというものでございます。簡単でございますが、以上でございます。

委員長 学校給食センター運営審議会の開催についてですけれども、何かご質問ありますか。この運営審議会というのは新しい給食センターについての議論はしないんですか。

学務課 本来であれば、場所の決定などを受けまして計画の概要とかについてきちんとお知らせをと考えていたんですが、現在のところ、まだ場所の決定がされていないものから。

委員長 米粉パンですね。よろしいですか。今後導入するかどうかということですよ。ありがとうございます。特にご意見がないようですので、次に移りたいと思います。次は、6番その他の「第6回図書館まつり」の開催について、図書館お願いします。

図書館 第6回図書館まつりの開催について、ご説明いたします。資料の52ページをお願いいたします。

図書館まつりは子どもから大人の方まで楽しめる企画によりまして図書館に親しんでいただき、普段図書館を利用しない方にも、図書館利用のきっかけづくりとなるよう、平成21年度から開催しており、今回第6回を迎えるものです。

今年度は3月20日、日曜日の春分の日に関東市の本館を中心に、生涯学習館、勤労青少年ホーム等をお借りしまして開催いたします。分館の方は祝日のため休館とさせていただきます。

今回の内容なんですが、資料に記載させていただいたとおりとなりますが、特に今回の新たな企画や目玉の企画としまして、博物館の学芸員さんの協力をいただきまして、戦争に関する歴史講演会ということで「市民の記憶から見た土浦」、また、図書館司書による土浦の昔話の朗読を大人の方のために向けた大人のための朗読会、また、昨年の図書館まつりから開催いたしまして、2月の今月の頭にも単独で開催しまして、30人以上の市民の方が参加していただいたんですが、「ビブリオバトル」という、本の紹介をし合うイベントなんですが、知的書評合戦というものを開催して、多くの方にご来場いただいて楽しんでいただければと考えております。また、平成29年度開館を予定しております新図書館の紹介コーナーを設けまして、より新図書館の事業についての周知を図りたいと考えております。

また、土浦商工会議所さんと土浦市社会福祉協議会の方の協力をいただきまして、ツェッペリンカレーやパンの販売等を予定しております。

委員長 ありがとうございます。第6回図書館まつりの開催についてということでご説明ありましたけれども、何かご質問があればお願いいたします。本年は3月20日ということで、日曜日、お休みの日ですけれども、特にご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。ありがとうございます。それではよろしくをお願いいたします。続きまして、「色川三中関係史料」の茨城県指定文化財指定について、文化課お願いします。

文化課 文化課でございます。色川三中関係史料の県指定文化財指定でございます。色川三中関係文書につきましては、平成27年4月の定例会におきまして、それまで

市指定でありました色川三中関係文書に色川徳治家文書と色川三中肖像画を追加して市の指定としてご承認をいただいたところでございます。その後、県指定に向けまして提出しておりましたが、今般1月21日付で県の文化財指定の指定を当市が受けてございます。新聞等でもう既にご承知となっていると思いますが、あわせて、同日土浦市の市の指定は解除させていただいております。報告は以上でございます。

そのほか、博物館、上高津貝塚の特別展、テーマ展の報告がございますので、よろしくお願いたします。

博 物 館

博物館で3月に開催する特別展について、お配りしましたチラシをごらんください。「まちのしるし」というチラシがございます。

博物館では、3月19日から5月8日の期間、第37回特別展「まちのしるし—しるしが語る土浦の近代—」を開催します。

チラシの裏面をごらんください。江戸時代に土浦は水運で江戸と結ばれたことにより商業や醸造業が発達し、明治時代以降も城下町の面影を残しながら、物資の集散地として栄えました。当時から、商店は看板やのれんに商標などの印をあしらい、働く人々は印ばんてんを身にまといました。印はまさに町のにぎわいを象徴するものでした。

特別展では、江戸時代から伝統の中に新しいものを取り入れていった近代の土浦の姿をさまざまな印を通してご紹介いたします。

記念行事として、講演会やミュージアムトークのほか、城下町の堀に沿って発展した江戸時代から近代にかけての土浦の商店の跡を歩いてたどり、城下町ウォッチングなども開催します。

ちなみに、チラシの表をもう一度ごらんください。写真がありますけれども、中城にあった大儀金物店の印ばんてんの写真です。その背景の絵は、田宿町にあった旅人宿後藤という旅館の明治17年の引き札、今のチラシのようなものの図柄です。ちょうど今の染谷石材店の付近にあったらしく、この絵にありますように隣に土浦警察署がありました。

以上のような内容ですが、特別展のオープンの前日3月18日の午後に、例年のようにお披露目の内覧会を予定しております。改めて委員の皆様にご案内申し上げますので、よろしくお願いたします。

委 員 長
上高津貝塚

ありがとうございます。

上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。テーマ展についてご報告いたします。お手元のチラシをごらんいただきたいと思います。

3月23日水曜日から5月8日日曜日にかけて、「土浦の遺跡 21 桜川を望むムラ坂田地域の歴史をたどる」と題し、市内の上坂田・下坂田地区で行われた畑地帯総合整備事業の調査の成果について展示を行います。そこで考古学から見た坂田地区の歴史を紹介いたします。

関連事業といたしまして、学芸員による遺跡の発表会や武者塚古墳などを初め、県指定の板碑などを歩いてめぐると史跡めぐりを予定しております。以上でございます。

委 員 長

ありがとうございます。博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場、それに色川三中

関係史料の県文化財指定ということのご説明でしたけれども、何かご質問ございますか。ただいまの文化課の説明に関して何かありますか。特にありませんか。はい、特にないようですので、以上をもちまして文化課に関する説明は終わりいたします。それでは、博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、よろしく願いいたします。

続いて、その他で何かございますか。

指 導 課

指導課から2点連絡とお願いがございます。

まず、1点は教育総会についてでございます。委員の皆さま方にはお手元に資料をお配りさせていただきました。中に要項、資料がありますので、あらかじめお目通しいただければと思います。あす2月18日木曜日、13時30分開会ということで市民会館で行われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございます。卒業式の参列についてということで、案を計画いたしました。お手元に配付させていただきました。市長、副市長さん方には調整済みのものなのですが、教育委員の皆様方、教育長も含めて、ご協力・確認をいただきまして、もし不都合がある場合には、この後私の方までご連絡をいただければと思います。どうぞご協力よろしくお願いいたします。以上でございます。

委 員 長

卒業式は18と10日。よろしいですか、この案に関して。私は都和小になっているけれども、これは新しい所でやるんですか。わかりました。これに関してはよろしいですかね。

教育総務課

その前に、昨日議案と一緒に教育大綱の方を同封させていただいたと思うんですけども、おかげさまでご協議いただきましてでき上がりました。こちらにつきましては、19日、議会の方に報告した上で広く公表したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

—————次回定例会日程について協議—————

では、次回の日程ですけれども、定例会につきましては、第4火曜日が3月22日になっています。こちらでよろしいですか。

委 員 長

わかりました。以上でよろしいですか。それでは、本日の予定はすべて終了ということで、長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、2月の定例会閉会いたします。ありがとうございました。